

2013年3月6日

佐賀県知事 古川 康 殿

原発なくそう！九州玄海訴訟 風船プロジェクト



要 請 書

福島第一原発事故は、立地県のみならず日本中を、世界中を放射能汚染の恐怖にさらしました。そして、放射能汚染とその濃度は風向きと地形が重要な要素であることも明らかになりました。

2012年12月8日午後2時、九州各地の有志約150人が集まり、九州電力玄海原子力発電所から約1キロの距離にある外津（ほかわづ）橋近くの広場から1000個の風船を飛ばしました。原子力規制委員会が放射性物質拡散予測データを作る際、入力ミスにより再三にわたる訂正を繰り返すなど信用性がまったくないという現状に鑑みて、玄海原発で万が一事故があった際に放射性物質がどのように拡散するかを、私たち県民自ら調査するためです。

今回の調査では、現在までに発見された17個の風船のうち、福岡市内で1個、佐賀市、別府市各1個で、その他は四国や紀伊半島で発見されました（別紙参照）。調査結果で分かったとおり、風船の多くは海を超えて東に向かって一直線に飛んでいます。また、福岡市内（西区）で発見された風船は、飛ばされてからわずか2時間あまり後の午後4時20分ころに確認されています。さらに、徳島県でもわずか7時間後に確認されています。

このような風船の飛行経路と放射性物質の拡散経路とは全く同一ではないかもしれませんが。しかし、この結果を見る限り、もし同一の気象条件下で玄海原発の事故が起これば、1、2時間以内に佐賀県内の各地が放射能に汚染され、県民が甚大な被害を受ける可能性のあることが明らかになりました。風船の飛行速度から考えれば、仮に事故が起きた場合、県民が避難することは不可能です。しかも、風向きは季節や気象条件によって変わりますから、事前に実効的な防災対策を行うことも不可能です。実際に、佐賀県では2011年11月20日に原子力防災訓練が行われましたが、同日の風向きは北北西で、多久、小城方面に風が吹いていました。ところが、避難受入れ施設は小城、多久地区に設置されているという有様でした。事前に準備されている避難訓練でさえ県民の命と健康を守ることができなかったといえますから、現実には事故が発生した場合の混乱ぶりはいかほどのものか、大変な危惧を抱かざるを得ません。

一方、報道によれば、九州電力は年内にも玄海原発の運転を再開する予定であるとのこと。佐賀県民は、玄海原発が再稼働すれば、一年中危険に怯えて暮らすこととなります。

地方自治体の役割は、住民の生命と財産を守ることであり（日本国憲法前文の「平和的生存権」参照）、その長である知事は重大な責務を負っています。そこで、私たちは玄海原発の地元自治体の首長である知事に対し、以下のことを強く要請します。平成25年3月31日までに下記要請事項に対する佐賀県としての現状の見解をご回答下さい。

要 請 事 項

- 1、県民の生命と財産を脅かす九州電力玄海原子力発電所の再稼働を許さず、廃炉とするよう九州電力及び国に対して強く働きかけを行って下さい。
- 2、九州電力玄海原子力発電所の原子炉の廃炉作業が完了して安心できるようになるまで、上空の気流の実態を踏まえた原子力事故防災体制を構築し、県民への啓発を徹底して下さい。
- 3、「脱核エネルギー宣言」を表明し、核エネルギーに依存しない県政の実現に向けた取り組みを始めてください。

この申し入れに関する問合せ・回答先

原発なくそう！九州玄海訴訟 原告団長 長谷川 照

同 風船プロジェクト 代表 柳原 憲文（担当 田中 美由紀）

〒840-0825 佐賀市中央本町1番10号ニュー寺元ビル3階（佐賀中央法律事務所）

TEL 0952-25-3121・FAX：0952-25-3123 E-mail：balloonpro2012@gmail.com